

議第58号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成27年2月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県立伊吹運動場
- 2 指定管理者 滋賀県米原市春照77番地の2
公益財団法人伊吹山麓スポーツ文化振興事業団
代表理事 稲村 邦夫
- 3 指定の期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで